

## 第133回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年6月27日（金）12:58～13:51

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、松村 圭一

【臨時委員】

成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

東京都

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・統計室：田邊室長ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：植松審査官、川原調査官ほか

4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第133回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、私と松村委員、成田臨時委員は対面で、それ以外の皆さんはウェブで参加いただいております。なお、二村委員におかれましては御都合により御欠席です。

本日の審議は15時までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。御予定のある方は途中で御退席いただいて構いません。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。5月から審議しておりました経済産業省企業活動基本調査について、予定では本日で最終回となります。

前回までの部会で一通りの審議を終え、今月11日に開催された統計委員会において、私から、これまでの部会の審議状況について御報告いたしました。その際に委員の方々から特段の御発言はございませんでしたので、本日の部会で新たに審議すべきことはござい

せん。したがいまして、本日は、これまでの部会での審議結果を基に、事務局と相談の上で作成した答申案について、御審議させていただきたいと思ひます。

資料を御覧ください。この答申案ですが、今回申請された変更事項のそれぞれについて、その内容と部会での審議結果、「今後の課題」も含めて文章化しております。

審議に先立ち、答申案の取りまとめ方法について、御説明いたします。基本的には答申案の順に沿って事務局から御説明いただき、部会での審議状況を適切に反映できているか、修正や追記すべき事項はあるかといった点について、皆様から御意見を頂きながら確認を進めてまいります。

なお、これまでの部会審議を踏まえまして、答申案では末尾に「今後の課題」を3点挙げております。これらについては、変更事項の答申案の審議の後、まとめて御意見を伺いたいと考えております。

そして、最後に、全体評価として答申案冒頭部分の「承認の適否」について確認いただきます。

以上のおり進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○菅部会長** それでは、（1）承認の適否は全体の評価になりますので、最後に御確認させていただきます。

1 ページの（2）理由等から順に御確認いただきたいと思います。

まずは、ア 海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加について、（ア）調査事項の変更からになります。事務局から御説明をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計制度担当） 経済統計担当統計審査官室調査官** それでは、資料のほうを御覧いただければと思ひます。

答申案と書いてある資料でございますけれども、その1 ページ、（ア）調査事項の変更について御説明いたします。

先ほど菅部会長のほうからも御説明ございましたとおり、答申案につきましては、今回の変更申請の内容や理由、背景事情などを最初に記載しておりまして、その後で部会での評価、最後に留意すべき点や「今後の課題」という感じで、順に内容を記載しております。具体的には文章を見ていただきながら、御確認をお願いできればと考えております。

それでは、（ア）調査事項の変更を御覧いただければと思ひます。

まず、「本申請では」以降に記載しておるところでございますけれども、こちらは今回の調査計画の変更内容について記載しております。令和8年以降に実施する本調査につきまして、海外現地法人の活動実態を把握するため、「海外現地法人調査票」を新設し、海外現地法人の事業活動等に関する調査事項を追加する計画であるということに記載しています。

次の「この変更は」以降の段落のところでは、変更の背景事情などを記載しておりますけれども、まず、変更申請の内容そのものについては2 ページの表1 というのを付けておりまして、こちらに調査事項、今回統合する海事調査から本調査にどのように移行するかというものを整理させていただいております。

こちらにございますとおり、海外事業活動基本調査の「現地法人調査票」を調査対象産

業等の範囲を合わせた上で本調査に統合する。背景事情として、第IV期基本計画において、「経済統計作成の改善に向けた取組」として、企業を対象とした統計調査について、各統計調査の役割分担の検討が求められていること。

経済産業省において所管する企業関連統計の見直しに関する調査研究を行った結果として、今回、本調査と海事調査を統合し、我が国企業の事業活動を国内と海外の両面で一体的に把握することとしたものであることなどを、こちらに記載しています。

なお、1ページの最後の段落から2ページにかけて、両調査において海外現地法人の定義に一部相違がございましたが、今回、本調査のほうに統一して把握する旨を記載させていただきます。

今回の変更計画に関する部会での審議の結果を踏まえた整理としては、2ページの表1の下のところ、「これについては」以降に記載しておりますので、こちらを御覧いただければと思いますけれども、今回の変更につきましては、グローバル化の進展を踏まえた日本企業の活動実態の的確な把握を図るものであること、海外現地法人の事業活動の状況把握に関し、売上高及び仕入高の取引先の地域別内訳について、比率での回答を認めるなど、報告者負担に配慮していることなどから、適当であるという形で整理しております。

その上で、その下の段落の「ただし」以降を御覧いただきますと、ここでは今後の留意点や課題などを記載してございます。まず、報告者に対して、本調査の意義や変更点などの周知のほか、把握が難しいと考えられる調査事項、海外地域別の仕入高などの回答の支援を行うとともに、利用者にも変更点を十分に周知することが望まれるということ、まず記載しております。

また、今回、報告者負担などの検証や調査事項の見直しについては、従前から課題としてついているものでございますけれども、こちらにつきましては、後に記載してある「今後の課題」にも掲げるということで、引き続きの課題ということで記載するというところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

「今後の課題」自体は後ほどまとめて御審議いただきますが、ここまでの部分についていかがでしょうか。御意見等ございますか。

松村委員、よろしくお願いたします。

○松村委員 ありがとうございます。御説明いただいた分に関しては、特段の異議はありません。ただ、細かい点で恐縮なのですが、今の「ただし」書き以降のところ、「本調査の意義や変更点などの周知のほか」とあるのですが、周知の前のところに、できれば「丁寧な周知」というような形で「丁寧な」と付記してもらえると、ありがたいと思います。今回、審議の中でも申し上げましたが、新たに海事調査に回答することになる企業が多いので、そのところを斟酌する意図です。

○菅部会長 これについては、「丁寧な」という文言を入れる形での調整でいかがでしょうか。私も、それは入れたほうが良いと思います。要するに、これまでの変更とは違う、要するに新しい対象者が入ってくるということ、その人たちに説明するというニュアンスで

「丁寧な」という言葉を入れるということで。

それでは、そのような形で修文させていただきたいと思います。

そのほか御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、松村委員の御意見を反映させた形で修正したものを御了承いただいたというふうに整理させていただきたいと思います。

続いて、(イ)集計事項の変更です。事務局から御説明をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官** それでは、答申案の2ページの下のほうにございますけれども、(イ)集計事項の変更について、御説明いたします。

まず最初の段落でございますけれども、本調査は、調査実施年の翌年1月までに公表する速報と、翌年6月末までに公表する確報の二段階で公表しているところでございますけれども、本申請では、このうち確報につきまして、海外現地法人の活動実態の把握に関する集計事項を追加することを計画しているものでございます。

具体的な追加する集計事項の詳細については、3ページの表2というところで、1ページ使っておりますけれども、こちらの形で、今回、集計事項を追加することを計画しているものでございます。

答申案の4ページに移りまして、「これについては」以降のところについて御説明いたします。

今回の変更計画に関する評価といたしましては、ここがございますとおり、内容の審査等に用いるものを除き、調査事項が全て集計で用いられていることから、適当であるという整理をさせていただいております。

その上で、「ただし」以下のところに記載しておりますとおり、本申請では、先ほど表2のところでもございましたとおり、「本社企業調査票」と「海外現地法人調査票」のクロス集計を行わないという形で計画が提出されているところでございます。これにつきましては、新設する「海外現地法人調査票」の審査・集計を優先的に慎重に行う必要があることから、やむを得ないと整理しておりますものの、我が国企業の事業活動を国内と海外の両面で一体的に把握するという今回の変更の趣旨を踏まえ、将来的に集計事項の見直しを検討する必要がある旨を「今後の課題」のところ掲げることとしてはどうかということで作成しています。

事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** こちらも、「今後の課題」自体は後ほど御審議いただきますが、ここまでの部分についてはいかがでしょうか。御意見はございますか。

宮川臨時委員、よろしく願いいたします。

**○宮川臨時委員** 立正大学の宮川でございます。よろしく願いいたします。

今までの内容については、全く異議はないのですが、第1回目の会議か何かで、今回の変更に伴って調査対象の企業が少し変わる。それによって結果も多少変わると。つまり、過去との接続は完全にスムーズにできるものではないみたいな議論をした記憶があるのですが、そのときの話としては、調査自体変わったので注意して使いましょうみたいな

ことを書くという話も出たような気がしていたのですが、そういった話は調査自体の変更とは関係ないということで、この答申の中には書き込まないでいいということで、書いていないということなののでしょうか。

もしかしたら書いてあるのを私が見落としているだけかもしれないのですが、その件、その件と申し上げているのは、対象が変わるので、過去のデータの接続みたいな話というのは、この中では取り扱わないのかという質問という形でございます。すみません、よろしく願いいたします。

○菅部会長 これについては事務局から御説明していただけますでしょうか。

○川原総務省政策統括官(統計制度担当)経済統計担当統計審査官室調査官 すみません、事務局でございます。

宮川臨時委員の御指摘の部分については、1回目の部会で御指摘を頂いたということで、事務局も承知しております。

先ほど2ページのところで、「利用者にも変更点を十分に周知することが望まれる」ということを調査事項の変更のところで記載しておいて、ある意味、こちらで書いてしまったということもあって、若干、事務局として盛り込めていない部分があったと思うところはあるのですが、一つは、そういった変更点全体について十分周知せよということ、答申の中で触れているところはあるのですが、その上で集計事項の変更についても何か一文ということであれば、そこは少し御議論いただいた上でのことではないかなというふうに事務局としては理解しております。

すみません、若干お答えになっていないかもしれませんが、事務局からは以上でございます。

○菅部会長 宮川臨時委員、いかがでしょうか。何か文章を追加する案とか、御意見ありますでしょうか。

○宮川臨時委員 今のお話は、利用者にも変更点を十分に周知することが望まれるということは、一応、2ページ目に書いてあるということですよ。

○川原総務省政策統括官(統計制度担当)経済統計担当統計審査官室調査官 そのような意味では、宮川臨時委員の御意見に完全に対応し切れているかどうかというのはあるのですが。

○宮川臨時委員 そこら辺り、お任せしますというか、そこに含まれているのだということであれば、承知しました。

○菅部会長 改めて、ここに書く必要はないというのが事務局の案なわけですね。2回書く必要はないと。

○川原総務省政策統括官(統計制度担当)経済統計担当統計審査官室調査官 すみません、若干書き忘れ感はあるかもしれませんが、そういったことも念頭にあって、要は変更点を十分に周知せよということは一応書き込んであるかなというふうな認識ではおります。

○菅部会長 調査事項を変更したことを利用者に周知することと、集計事項の変更があることを利用者に周知するとか、実施者側から御説明をよろしく願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 宮川臨時委員、ありが

とうございます。経済産業省でございます。

宮川臨時委員の御指摘、今、川原調査官の御回答も含めまして、私ども、利用者という意味では、当然、省内の政策部局の担当者もいて、これも二次利用して、細かい部分で、自分で再集計している利用者もおりますが、当然ながら公表した集計表を見て政策に利用している人間もございますので、そういった意味を含めて、利用上の注意で丁寧に説明・周知する、利用者に違いがあるということも含めて分かりやすく、この辺りは、記載も含めて対応したいという考えでおりますので、宮川臨時委員の御趣旨を踏まえた上で対応するという事はお約束させていただければと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○菅部会長 そうですね。調査事項の変更を利用者に十分周知することが望まれるというのは、どちらかという二次利用っぽく聞こえちゃうわけですよね。だから、確かに集計事項の変更のところにも、利用者にも変更点を十分周知することが望まれるというのは入れたほうがいいでしょうね、そのような意図を入れてと。つまり、二次利用以外の統計集計表利用者を対象とする注意点も入れたほうがよいと。これ、入れることは可能ですか。では、そのような形で、宮川臨時委員、修文をさせていただいてと思います。

ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、宮川臨時委員の意見を踏まえまして、集計事項の変更についても利用者に十分周知する旨、文書を追加して御了承いただきたいと思います。そのように整理させていただきたいと思います。

続いて、イ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止の(ア)調査方法の変更です。事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、答申案の4ページのイの(ア)調査方法の変更について、御説明いたします。

「本申請では」以降のところ記載しておりますとおり、本調査につきましては、令和4年から経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的な実施を行ってまいりましたが、今回、これを取りやめまして、併せて企業調査支援事業の活用についても取りやめるということを計画しているところでございます。

その背景事情といたしましては、次の段落、「本調査においては」以降に記載しておりますとおり、新たに海外現地法人の活動実態を報告の対象に加えることを挙げておりまして、企業調査支援事業に代えて、報告者の立場に配慮した個別の相談体制を調査対象となる全ての企業を対象として実施するという事を、こちらのほうには記載させていただいております。

「なお」書き以降のところでございますけれども、これまでの経済構造実態調査等との同時・統一的な実施に際しまして、本調査の母集団情報につきましても事業所母集団データベースのほうに統一しております。これについては、より精緻に本調査の調査対象を捉えることが可能となり、統計精度の向上及び利活用の推進で効果があったという評価をしていることから、今後も事業所母集団データベースを活用するという事を併せて記載させていただきます。

以上の変更点につきましての部会の評価といたしましては、「これについては」以降のところに記載していますとおり、調査対象となる企業の状況に合わせて、より丁寧な回答支援体制の構築を図るものであることから、おおむね適当であるという形で整理しております。

「ただし」書き以降のところでございますけれども、これまで企業調査支援事業を通じて本調査の対象となっていた企業への配慮等の観点から、本調査のサポート体制と企業調査支援事業との間で連携を図る必要があるということで、その旨を「今後の課題」の中で掲げることとしたいということで、案のほうを作成しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○**菅部会長** ありがとうございます。この部分についてはいかがでしょうか。御意見、御質問等ありますでしょうか。

連携については、簡単に言うと、窓口が2つになるのは、企業側は当然混乱するとは言わないけれども、そのときに混乱しないようにしてほしいということ。そのようなことが、まずあると思うのですね。もう一つは、片方にしか回答しないというケースもあり得るわけで、そういったときに情報共有したほうがいいのではないかと思われるのですね。

松村委員、いかがでしょうか。この辺り、サポートの在り方について御意見ありましたら。

○**松村委員** ありがとうございます。今、菅部会長がおっしゃられたとおりと思います。報告者の立場からも、連携を図っていただくのは非常に有意義なことだと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、前回もお話しさせていただきましたが、多分、同じ設問で突っかかる報告者は多いと思うので、そういった事例の横連携もお願いできればと思っております。

Aというサポート担当者は、それについて熟知しているけど、Bという担当者は、それについて一から対応方法を調べるとか、そのようなことを知らなかったということがないように、新しいサポート体制の中においてもうまく連携し、従来の企業調査支援事業との間も、円滑に連携できればと思っております。

以上です。

○**菅部会長** ありがとうございます。気楽に情報共有ができるような仕組みが本来あるべきだとは思いますが、これについては文章を変更するというよりは、連携というのは、そのようなことが望まれるということで、議事録に残す形で、連携の意図はそのような意図ですと。何か特別な体制を作れという感じではなくて、柔軟に対応できるようにしてくださいということだと思います。

ほかに御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、このような形で整理させていただきたいと思えます。

続いて、(イ) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送の中止です。事務局から御説明をお願いいたします。

○**川原総務省政策統括官（統計制度担当） 経済統計担当統計審査官室調査官** それでは、答申案の4ページの下のほうにございますけれども、(イ) 経済構造実態調査及び科学技術

研究調査からのデータ移送の中止について、御説明させていただきます。

「本申請では」と書いてある以降のところに記載しておりますとおり、本調査では、これまで実施していた経済構造実態調査などからのデータ移送を中止して、本調査において直接把握するという計画しております。

具体的な内容につきましては、5ページのほうに移っていただきまして、図1を御覧いただければと思います。現状、経済産業省企業活動基本調査については、法人企業統計調査、科学技術研究調査、経済構造実態調査の3調査から、データ移送していただいているということでございますけれども、今回、この青い点線枠囲みで記載している2調査について、データ移送を中止するというものを計画しているものでございます。

図1の下のところでございますけれども、「本調査へのデータ移送については」以降のところで、これまでの経緯を整理させていただいております。本調査では、報告者負担の軽減に資する取組として、平成13年調査から科学技術研究調査、平成17年調査から法人企業統計調査、令和4年調査から経済構造実態調査から、それぞれデータ移送を行ってきたところでございますけれども、その下、箇条書のところにありますとおり、経済構造実態調査につきましては、報告者の負担がほとんど変わらないというところ。その下、科学技術研究調査からの移送につきましては、疑義照会のタイミングが回答後、相当の期間が経過していることから、かえって報告者の負担が大きくなっている面があることから、今回、データ移送を中止したいというものでございます。

これについての部会の評価につきましては、「これについては」以降のところに記載しております。将来的には、各統計調査で共通する調査事項については、ワンストップで回答可能とすることが望ましいものの、報告者の負担軽減や調査実施者の事務負担を考慮すると、現時点でデータ移送を中止することについては、やむを得ないと判断するという形で整理させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。この部分についてはいかがでしょうか。御意見等ございますか。

これについては、やむを得ないという判断にさせていただきたいというふうに思います。

次、(ウ)基準となる期日の変更です。事務局から御説明をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官** それでは、答申案の5ページの中ほどにございます(ウ)基準となる期日の変更のところを御覧いただければと思います。

「本申請では」以降のところに記載しておりますとおり、本調査では、調査事項に回答する際の基準となる期日を「毎年6月1日現在」としておりましたところを「毎年3月31日現在」に変更するという計画しているものでございます。

その経緯といたしましては、「本調査では」以降のところに記載しておりますとおり、令和4年からの経済構造実態調査との同時・統一的な実施に当たって、基準となる期日につきましても6月1日現在に変更した経緯がございますが、本申請におきまして、同時・統一的な実施を取りやめ、本調査を単独で実施するということから、従前の調査方法に戻す

ということで、基準となる期日についても従前の3月31日現在というのを基準となる期日にしたいというところがございます。

なお、経済産業省におきましては、「なお」以下に記載しておりますとおり、本調査は、一定の要件を満たす企業について全数を調査しておりますことから、毎年、本調査の調査対象となっている企業が多いということも踏まえまして、基準となる期日の変更については、記入の手引きなどの調査用品において丁寧に周知するということを記載しております。

また、調査結果への影響については、従業者数に関する指標の時系列比較に影響が生じると考えられることから、利用者には「利用上の注意」において丁寧に周知するとしております。これについては、3月を決算期とする企業が多数を占めていることを踏まえると、利活用面のみならず、報告者の負担軽減に資することから適当であるという形で整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。この部分についてはいかがでしょうか。

成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 質問なのですが、こちら3月末現在って書かれているものの、直近の決算期でお答えしていいということでございますね。なので、例えば12月決算の会社は12月末でいい。あと、めったにないのですが、7月決算とか、私、担当しているものがございまして、7月決算の場合は、だから前年の7月末の状況でお答えしてよいということでしょうか。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 そのような認識でおりますが、もし間違っていれば。大丈夫でしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 成田臨時委員の御指摘で大丈夫でございます。よろしくお願いいたします。

○菅部会長 これについていかがでしょうか、成田臨時委員。

○成田臨時委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○菅部会長 実態に合わせて期日を変更するということですので、よろしいでしょうか。特に今、問題ないでしょうか。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室統計審査官 事務局ですけれど、今のお話、多分、6ページ目の（注）書きのところの書き方と少し整合していない可能性があるのですが、事実関係を確認させていただいた上で、ここの書き方が修正を要する場合は、また菅部会長とも御相談しながら進めたいと思います。これで合っているのかもしれないので、その辺り、確認させていただければと思います。

○菅部会長 了解です。この（注）ですね。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室統計審査官 そうです。

○菅部会長 （注）の説明ですね。よろしくお願いいたします。

○田邊経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室室長 御指摘いただいたところ、これは従前から考え方は変わらななので、今、菅原のほうからも御報告させていただいたとお

り、直近の決算期による回答というのも可ということで整理しておりますので、書いていただいている内容については、特に実施者から見ると間違いはないかなというふうに思っております。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室統計審査官 そうですか。

○田邊経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室室長 はい。

○菅部会長 どうも御確認いただきありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。今チェックしていただきましたけれど、この文言で正しいという形でよろしいですね。

それでは、この形で御了承いただけたらと思います。

次に、参りたいと思います。（エ）調査の実施期間の変更です。事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、答申案の6ページの（エ）調査の実施期間の変更のところを御覧いただければと思います。

「本申請では」以降のところに記載しておりますとおり、今回、調査票の提出期限である調査の終期につきまして、「毎年6月下旬」としておりましたところを「毎年7月中旬」に変更するという計画しているものでございます。

この背景事情といたしましては、「本調査では」以降に記載しておりますとおり、令和4年からの経済構造実態調査等との同時・統一的な実施に当たりまして、調査票の提出期限も6月下旬に変更したという経緯がございます。本申請によりまして、同時・統一的な実施を取りやめ、単独で実施する従来の調査方法に戻すということ。また、海外現地法人調査票の創設によりまして、調査事項が増えるということも考慮して、調査票の提出期限についても、従前の7月中旬という形で後ろ倒しにするというものでございます。

これによりまして、調査票の配布から収集までのスケジュールについては、下のほうの図にございますとおりです。このような形で変更になりまして、海外現地法人調査票につきましては、海事調査の実施時期などもあります。6週間程度早められることになりませんが、経済産業省では、報告者への調査実施前の周知において、前年の海事調査の報告を担当した者に関する情報の共有を検討するとともに、個別の相談体制を構築するということで記載をしております。

また、これと併せて、海外現地法人の事業活動における売上高等の地域別内訳への比率での回答を認めることなど、実査を効率的に行うことで対応するというふうなことで、こちらにも記載しております。

これについての部会の評価につきましては、こちらにございますとおり、報告者の負担に配慮した上で、調査結果の公表を従来の期日で行うことで利用者の利便性を確保していることから、適当であると整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。この点について御意見等いかがでしょうか。

成田臨時委員、よろしく願いいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。

この図2の表の本調査の事前通知のところですが、前回の委員会するときでも、4月ではなくて、もう少し早い段階の事前周知ができたらというお話をさせていただいているのですが、その点はいかがでしょうか。

というのも、例えば、海外仕入れのところ、今回新設されると思うのですがけれども、それを子会社のほうで把握していないケースが多分あると思うのです。その場合には、総勘定元帳とか補助元帳から4月からデータを取らないといけない。そのような場合には、4月に事前周知しても間に合わないのですね。なので、3月でももしかしたら遅いかもしれない。例えば今年度とか、かなり早い段階で、来年度の調査から変わるということを事前にお知らせいただければ、一般企業のほうも準備が進むのではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○菅部会長 これについてはいかがでしょうか。実施者側で御回答いただけたらと思います。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 成田臨時委員、御質問ありがとうございます。

成田臨時委員の御指摘、認識した上でございますけれども、まず一つ、令和8年の調査に関する事業の開始としましては、当然、国の予算の成立をもって外注事業者との契約という行為が必要になりますので、年度の予算で考えれば4月1日以降に契約ということになります。それを前提として、ここの表については記載させていただいているところでございます。

他方、今年度中、3月までに私どものほうでできることは、どのようなことがあるのかということで、今、検討も始めているところでございますので、予算も含めまして、できる範囲の中で前倒しというような形で周知も含めた上で、可能な対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○菅部会長 成田臨時委員、いかがでしょうか。

○成田臨時委員 どうもありがとうございます。分かりました。よろしく願います。

○菅部会長 今の御指摘はやはり重要で、仕入れ、私もいろいろと話を聞いた感じでは大体持っていないのですね。

○成田臨時委員 持っていない会社も多いと思います。

○菅部会長 そうですね。

○成田臨時委員 データを把握していない小さい会社だと、そのような場合が多いので。

○菅部会長 それを改めて作らなければいけないのだけれど、そう簡単にはできないので、場合によっては提出を諦めてしまうケースがどうもあるようなので、これは私もそうしたほうが良いと思います。

ただ、確かに予算上、4月前にやりますとは書けないということなので、これについては議事録上、頑張るというのも変ですけども、事前になるべくお伝えしたほうがよろしいかなということを議事録にとどめて、ただ、予算上の正式な形としては4月1日スタートという形を取る。これ、議事録に残っている形で、関係者の間で情報共有していただ

くと。

今の成田臨時委員の御指摘は本当に重要で、ないものは書けないので、あるいはかなり前から準備しないと書けないので、急に来ても書けないというのはやはりあるので、それについては、いろんな形で工夫していただくということで努力していただけたらと思います。

ほかに御意見等ございますか。

これについては、そのような趣旨のことを工夫してくださいという意見がありましたということを議事録にとどめて、そして、この文章の文言で整理させていただきたいと思えます。

続いて、2 統計委員会諮問第170号の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、答申案の7ページに移りまして、2の統計委員会諮問第170号の答申における「今後の課題」への対応状況を御覧いただければと思います。

本調査につきましては、令和4年の調査から国際取引の有無に関する調査事項を追加したところ、調査票上の分記指示に少し不具合があったというところもあって、これに対応するために、令和5年に統計委員会に変更計画を諮問し、審議が行われ、その結果、ここに掲げてございます「今後の課題」というのが付されたという経緯でございます。

前回答申時の「今後の課題」でございますが、表3にございますとおり、3点、御指摘ございまして、1点目が調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底。②として電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進、③として調査事項の見直しということで、3点、御指摘があったところでございます。

これに対する経済産業省の対応といたしましては、表3に記載のとおりでございまして、①については、回答フローの確認、調査対象企業へのヒアリング等を実施し、注意書きの追加など、対応したということ。

②のオンライン調査の回答の推進につきましては、ヒアリング等を実施して、電子調査票を改善する。また、エラーチェック機能を実装するといった対応をされていること。

③の調査事項の見直しについては、ヒアリング結果を踏まえた注意書きの見直し等の実施ということで、御回答いただいているところでございます。

8ページのほうに移りまして、これに対する部会を通しての審議の結果といたしましては、「このうち」以下のところで記載しておりますとおり、①の事前確認の徹底と②のオンライン回答の推進につきましては、どちらの取組も課題の趣旨に沿った取組がされているということで、経済産業省の取組は適当という形で記載しております。

「一方」以下のところでございますけれども、③の調査事項の見直しについては、これまでの経済産業省の取組が適当であるというふうに整理した一方で、今回、海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項が追加されるということ踏まえ、引き続き調査事項の見直しに取り組む必要があるということから、こちらにつきましても「今後の課題」の中で掲げるということで作成してございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。「今後の課題」自体は、この後に御審議を頂くとして、課題の取組状況の評価についてはいかがでしょうか。これについては、もう対処していただいたということでしょうか。

では、そのように整理させていただきたいと思います。

続いて、3の今後の課題です。事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、答申案の8ページ、3の今後の課題を御覧いただければと思います。

本答申では、今後の課題として3点挙げております。

最初に、（1）集計事項の追加の検討を御覧ください。読み上げさせていただきますと、「企業活動のグローバル化の進展を踏まえ、我が国企業の企業活動を国内と海外の両面で一体的に把握することとした調査計画の変更の趣旨に鑑み、統計利用者の要望等を踏まえつつ、『本社企業調査票』と『海外現地法人調査票』とのクロス集計を検討することというのが1点目の課題でございます。

次に、（2）企業調査支援事業との連携についてでございます。「企業調査支援事業を通じて本調査の対象となっていた企業が戸惑うことのないよう、本調査独自のサポート体制に関する情報共有を行うなど、円滑に調査を実施する上で、企業調査支援事業との間で必要な連携方策を検討すること」というふうにしています。

最後が、（3）調査事項の見直しでございます。「海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加を踏まえ、引き続き、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項について、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策も含めた調査事項の見直しを検討すること」ということでございます。

以上でございます。

○菅部会長 これは、前回の部会において、今後の検討を要する事項として整理した点をそれぞれ文章化したもので、これについてはいかがでしょうか。御意見等ありましたらお願いいたします。

1つ私から。（3）の調査事項の見直しなのですが、国際取引の有無について、調査事項を入れたもともとの意図は、空欄があって、これがゼロなのか、未記入なのか分からないというのが確かあったと思うのですね。その後、調査票の不備というのがあって、まだ整理がつかなかったと。

ようやくデータも集まってきているでしょうから、それについては当初の狙いどおり、これがゼロなのか、未記入なのかというのを一回整理したほうがいだろう。その上で、回答率の方策も、先ほど成田臨時委員が御指摘したように、例えば前もって準備すれば書けるものなのかとか、そのようなものはあると思うのですよ。あるいは他の企業の記入事例等を紹介すれば書けるというのもあると思うのね。そのようなことを向上方策として入れたら良いのではないかという趣旨なのです。

だから、そのような意味で、「引き続き」というのは、その前に国際取引の有無を入れたときからの「引き続き」というニュアンスなので、そのような意図として理解していただ

けたらと思います。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

松村委員、いかがでしょうか。

○松村委員 ありがとうございます。今ありました3番目のところですが、基本的には、今、菅部会長がおっしゃられたように、引き続き、調査事項の見直しを検討いただければと思います。ただ、この文言だと、ある意味、満遍なく、いろいろと検証しますよというふうに広く取れていいのですが、7ページの前回課題の指摘の文章とあまり変わってなく、エッジが感じられなくもないかと。例えば今回、比率回答というのを新たに導入くださったと思います。調査実施者からも、比率回答の他の調査項目への導入可能性に言及してくださいましたので、できれば、そのような趣旨のことも入れていただけると良いかと思えます。

例えば、3行目の「検証し、」の後に、「比率回答の更なる拡充など、回答率の向上方策を含めた調査事項の見直し」みたいな感じで、検証の中の具体例も少し入れていただけるとありがたいと思います。

○菅部会長 今、松村委員からありました比率回答の更なる拡充ということなのですね。比率回答は、アメリカでも物すごく用いられている方法でして、国際的に見ても、やはり細かく数字を書くのは大変というのは相当あるようですので、これについては検討することとなっておりますので、検討していただければ。

聞いてみると、下から積み上げているので、別に関係ないという会社もあるでしょうけれども、そのようなわけにもいかないところもあるでしょうから、それについて文言を入れるのは是非したいと思います。そのようなことで、「比率回答の更なる拡充」などという文言を追加させていただけたらと思います。

ほかに御意見、ございますか。よろしいでしょうか。

そうしたら、今、松村委員の御提案のあった文言の修正を入れた形で御了承していただきたいと思います。

それでは、最後に1ページに戻ってまいりまして、(1)承認の適否についてです。これまでの審議状況を踏まえますと、調査計画の修正を必要とする事項は特になかったと思いますので、変更内容については「承認して差し支えない」といった内容になろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○菅部会長 どうもありがとうございます。

一通り、答申案を御確認いただきましたが、全体を通じて何か言い忘れたといったことはございますか。よろしいでしょうか。

今回も大変タイムリーなタイミングで、企業活動基本調査の拡充ができたのは、本部会の役割、大変大きかったと思います。皆様の御協力に大変感謝します。

では、答申案について審議を得ましたので、取りまとめをしたいと思います。

審議の過程で、一部文案の修正について御意見を頂きましたので、もう既に文案は出ておりますけれども、私と事務局とで最終的なチェックをいたします。そして、形式的な修

正も含めて、最終確認いたしまして、修正や確認の状況についてはメールで御連絡しますが、最終的には私に任せていただけたらと思います。

そして、答申案の最終的な報告は、来月開催予定の統計委員会にて、私から御報告させていただきます。

それでは、本日予定しておりました議題を終えましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○松本総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。本日もお忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど菅部会長からもお話がありまして、答申案の修正につきましては、形式的な部分も含めまして、速やかに対応させていただきたいと思います。確定次第、またメール等で御連絡させていただきます。

それから、本日の部会の議事録につきましても、作成次第、メールで送らせていただきますので、御確認のほうをお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 経済産業省企業活動基本調査の部会としましては、7月8日を部会の予備日として予定しておりましたが、本日を最後とさせていただきます。効率的な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

サービス統計・企業統計部会としては、小売物価統計調査の審議が来週から始まります。皆様におかれましては、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了いたします。本日はどうもありがとうございました。